

DRF ベビー繁殖に関する同意書

当舎繁殖のフェレット（DRFフェレット）は、ペットフェレットとしてのみの販売になります。繁殖目的の方への販売はできませんので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当舎が定める事項に同意いただけます方のみ、ベビーの予約を受付させていただきます。

1、譲渡条件

① 生後9～10週齢以降、当舎顧問獣医師による規定のワクチン接種1回、及びマイクロチップにて個体識別の確認、各種健康診断後（耳ダニ検査、検便検査、獣医師による聴打診など）最低1週間の健康状況を確認後のお渡しになります。

② 引き渡しの際、ファミリーツリー・出生証明書・成長記録などをお渡しします。

③ ペットとしてのみの販売になります。繁殖目的での販売はできません。

④ 去勢避妊手術は、少なくとも生後6ヶ月以降にお願いします。

DRFでは、生後8ヶ月以降の第2次成長期以降を推奨しています。

⑤ 購入されたすべてのフェレットは、必ず、DRFに登録させていただきます。

購入時にお渡しする所定の葉書に必要事項をご記入の上、必ずご返信下さい。

⑥ 購入の際、必ず、去勢避妊手術が可能な、かかりつけ獣医師の登録をしていただきます。その後、手術が無事終了の際、必ず、DRFに再度登録させていただきます。

⑦ 原則、フェレットの飼育歴があること

⑧ ペット可の住宅であること

⑨ フェレット愛好家として常識ある飼育が可能であること

⑩ 生涯、命あるものに対する責任をもつこと

⑪ フェレットの譲渡時期（生後10週以降）にきている場合は、譲渡確定後、原則2週間以内のお引き取りをお願いします。

引き取りがそれ以降になる場合は、延長飼育費のご負担を頂く場合がございます。

⑫ DRFでは、一般のフェレットオーナー様からのフェレットの繁殖のお手伝いや交配、種付けなどは行っておりません。

2、生体保障及び返品について

① 譲渡後2週間以内に感染症が発症し、死に至った場合、また、原因不明による突然死の場合に限り、生体保障、保障可能な生体をご準備できない場合は、全額返金に応じます。必ず、獣医師による死亡診断書（マイクロチップの確認）と死亡後の生体の写真の提出をお願いします。ただし、オーナー様の過失による事故死などの場合の補償は致しません。返品についても同様です。

② 補償の対象外

(1) 同居の動物にワクチンを接種し、その排泄物に接触した可能性がある場合。

注：当ファームの子フェレットをお迎えいただく約1週間前～お迎え当日までに、他のフェレットちゃん、および犬猫のペット動物のワクチン接種を、控えていただくことをお勧めします。その理由は、ワクチン接種後数日間は、その弱毒化されたウイルスなどが、ワクチン接種個体の便中に排泄される可能性があります。その排泄物に触れた飼い主様を通じて、子フェレットにウイルスなどが感染し数日以内に発症する可能性を防ぐためです。

(2) 子フェレットを散歩に連れ出した場合。

(3) 感染症対策のなされていないペットショップやイベント会場へ行った場合。

(4) 手入れの為に、感染症対策のなされていないペット美容院などに預けた場合。

(5) 許可なく他人に転売した場合。

(6) 偽った契約をした場合。

3、 決済条件

現金支払い、もしくは、振り込み（振り込みの場合、手数料はご負担いただきますようお願いいたします。）

*当ファームのフェレットは繁殖不可の条件につきの販売になります。上記の内容に関し、その同意に違反し、DRFの許可なく繁殖をした場合、法的な措置をとらせていただく場合があります。